

令和2年度事業計画

総務関係事項

- R2. 4. 20 第1回理事会を開催し、定時会員総会に付議する案件等を審議する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が出されたことから書面での開催とする予定。
- R2. 5 月 監事による監査を受ける。
- R2. 6. 5 定時会員総会を開催し、令和元年度事業報告及び決算、令和2年度事業計画及び予算、令和2年度の会費・賛助費の額及び徴収方法等について審議するとともに、役員の変更を行う。第2回理事会を開催し、会長、副会長、常務理事を選定する。
- R2. 4 月～R3. 3 月 総務企画委員会等を開催し、協会を巡る課題や対応策等について検討を行う。
- R3. 2 月 第3回理事会を開催し、令和3年度事業計画及び予算案等を審議する。

業務関係事項

1 農林水産省補助事業

(1) 施設園芸等燃油価格高騰対策（平成24年度補正予算国庫補助事業、継続）

省エネルギー等推進に関する計画を策定し、当該計画で10a当たり燃油使用量又は生産物1トン当たりの燃油使用量の15%以上の削減等に取り組む産地に対して、以下の支援を実施する。

① 施設園芸セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

② 茶セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、茶加工用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

③ 推進事業

①～②の事業を適正かつ円滑に実施するために、事業主体又は都道府県等に設立された協議会（以下「県協議会」という。）が行う推進・指導、交付事務等を支援する。

協会は、平成24年度から本対策の事業主体として、国からの拠出を受けて造成した資金の管理を行うとともに、県協議会からの事業実施計画、省エネ推進計画の承認申請について、審査委員会を開催して審査を行い、計画の承認、県協議会への補助金の交付等を行ってきたところであり、本対策は令和元事業年度を終了年度としていたところである。しかしながら、本対策の重要性に鑑み、令和4年事業年度

まで3年間延長されることとなった。

これに伴い制度改正がなされ、従来、本対策の事業年度が5月から4月までの1年間であったものを7月から6月までの1年間に改められた。また、補填金交付の要件及び補填金算出方法並びに気温特例及び急騰特例等の特例措置の見直しも行われた。

(2) スマートグリーンハウス展開推進（令和2年度予算国庫補助事業、新規）

本事業では、データ駆動型農業を実践した施設園芸「スマートグリーンハウス」への転換に取り組んだ産地で得られた転換の手法及びその成果を横断的に取りまとめ、全国に波及させることを目的としており、本年度は以下の取り組みを実施する。

- ①スマートグリーンハウス転換に取り組んだ産地の取組等の横断的な情報発信として、全国実態調査、優良事例調査を実施し、地域セミナーを開催する。
- ②先進的な取組を行う生産者のネットワークの形成として、情報交換会を実施し、スマート化技術を導入した生産ハウスにおいて、栽培・経営指導、データ等の収集・分析する。これらを手引きとして取りまとめる。
- ③大学や試験研究機関の協力を得て、スマートグリーンハウス転換に向けた指導者育成のための研修、人材育成カリキュラムの検討、インターンのマッチングシステムの構築等を行う。
- ④スマートグリーンハウスへ転換するための技術導入コスト及びランニングコストの低減に向けた検討を行い、低コストで実施できた導入事例を調査する。また、プラスチックフィルム等の廃棄処理コストの低減および資源有効利用に向けて、廃棄農ビフィルムについて、都県の境界を越えた広域処理体制の試行を行い、労力やコスト面での課題を整理する。

2 施設園芸・植物工場展2020（GPEC）の延期

下記のとおり予定していたが、新型コロナウイルスの影響拡大により、今年度7月開催は困難であるとともに、その影響がどの程度の期間継続するか見通しがたいことから、1年延期し来年7月に同会場で開催することとした。今後、開催に向けた準備を再開する予定。

記

施設園芸・植物工場の機器や資材、新技術等に関する専門展示会として2年に1回開催している「施設園芸・植物工場展」（GPEC）について、「未来につなげるNIPPON農業」をスローガンとして、施設園芸の盛んな愛知県で以下のように実施する。

後援：農林水産省、経済産業省、愛知県等9機関

協賛：オランダ大使館等約50団体（予定）

期間：令和2年7月15～17日

場所：Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）

3 施設園芸技術セミナー

(1) 施設園芸新技術セミナー・機器資材展の開催(地域セミナー)

施設園芸農家、現地指導者を対象にして、施設園芸に関する新技術や機器資材、先進的経営等に関するセミナー・展示会を、9月3、4日に、佐賀県内(武雄市)で開催する。

(2) 第42回 施設園芸総合セミナー・機器資材展の開催

施設園芸に関する最新技術の研究成果、先進的な経営等に関するセミナー・展示会を、全国の行政・普及・研究関係者、生産者・生産者団体、事業者等を対象にして、令和3年2月4～5日に東京(江戸川区総合文化センター)において開催する。

4 施設園芸技術講座の実施と資格授与

次の技術講座を開催する(農研機構野菜花き研究部門との共催)とともに、施設園芸技術指導士の資格を授与するための資格試験を実施する。

(1) 施設園芸技術初級講座

施設園芸全般にわたる技術の基礎取得を目的として、会員企業の社員等を対象に5月20日(水)～22日(金)に千葉県柏市で実施する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が出されたことから中止することとした。

(2) 施設園芸技術中級講座(施設園芸技術指導士補の資格試験と授与)

実務経験5年以上の者(初級講座受講者は実務経験3年以上の者)を対象に8月26日(水)～8月28日(金)に千葉県柏市で実施する。

なお、本講座の一環として施設園芸技術指導士補の資格試験(事前レポートの提出と講座最終日の筆記試験)を実施し、合格者に同資格を授与する。

(3) 施設園芸技術指導士の試験と資格授与

施設園芸技術指導士の資格試験を以下により実施し、合格者に施設園芸技術指導士の資格を授与する。

- ① 受験資格：施設園芸技術指導士補の資格を有し、実務経験が6年以上であること。
- ② 資格試験：10月29日(木) (筆記試験及び面接試験。実施場所は東京都内)

5 海外施設園芸現地研修

海外の施設園芸事情についての現地研修については、本年度は11月中～下旬に韓国(予定)で実施する方向で検討する。

6 国内園芸施設・産地現地研修

国内の先進的な施設園芸技術・経営などについての研修を生産者施設等で12月頃に実施する。

7 園芸用プラスチック適正処理対策事業

農業使用済プラスチックの適正処理推進のため、適正処理対策委員会を設置し、ワーキ

ンググループの活動を進めるなかで次の事業を実施する。

- (1) 各ブロック協議会・都道府県協議会等の活動を支援するとともに適正処理を促進するための情報発信・助言を行う。
- (2) 農業廃プラの回収・処理状況を把握し、関係者との課題の検討・協議を通じてリサイクルに向けた適正処理の改善・拡充を図る。
- (3) パンフレット・手引等普及促進資材の配布およびパネル展示等により適正処理の意識啓発を図る。
- (4) 各ブロック協議会等の適正処理の普及・啓発活動に対して助成する。

8 日本型大型（1ha）モデルハウス実証・支援事業

大型ハウスの高機能・低コスト化を推進するため、平成 30 年度に「日本型大型(1ha)モデルハウス仕様」を策定し、令和元年度には「日本型大型(1ha)モデルハウス実証・支援事業」として、賛同支援会員による実証・支援分科会を設置し、実施方法書を整えて事業の広報と実証協力生産者の募集を開始した。令和2年度は、引き続き、実証協力生産者を募集し、実証ハウスの選定に向けた取り組みを推進する。また、モデル仕様ハウスの参考として、1ha 規模で設置された大型ハウスを対象にして、現地検討会を開催する。

9 コンサルタント活動

構造診断指導委員会による園芸施設の構造診断指導、温室効果ガスの排出削減と石油使用量の削減を進めるため温風暖房機及びヒートポンプについて熱効率等の性能・省エネルギー効果を評価する格付、園芸施設の新規導入・栽培技術改善などについてのコンサルティング、施設園芸資材に関する性能試験の公的試験研究機関への試験委託、会員の生産・販売する新しい資材について推奨品としての認定等を行う。

10 情報提供事業

- (1) 研修会・セミナー等の開催
施設園芸を取りまく諸情勢や技術的な課題に関するセミナー、園芸関係政府予算案の説明会等を開催する。
- (2) 機関誌「施設と園芸」の刊行
機関誌「施設と園芸」を年 4 回刊行し、会員等には無料配布する。
- (3) 施設園芸ニュースレターの発行
会員等に最近の施設園芸にかかるニュースを適時に伝えるため、「施設園芸ニュースレター」を年6回発行する。
- (4) ホームページでの情報公開サービスの充実
協会のホームページについては、2019 年 12 月に全体構成を見直し、セキュリティレベルを上げてリニューアルした。しかし「会員専用ページ」や「施設園芸技術指導士の部屋」などでは、コンテンツがまだ十分でないことから、内容の充実を図る。

(5) その他の資料の刊行

「園芸用施設設計施工標準仕様書」を始め、施設園芸関係の各資料を刊行するとともに、既に刊行している資料を必要に応じて増刷する。

11 協賛等

農林水産祭等への賛助会費等を支出する。

12 協議会事業受託

野菜流通カット協議会が農林水産省の助成を受けて実施する事業(水田農業高収益作物導入推進事業(全国推進))に係る事務について、協議会の事務局として実施する。